

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

{ 行政手続法第 31 条において準用する同法第 15 条第 3 項  
富里市行政手続条例第 30 条において準用する同条例第 15 条第 3 項 } の規定により、

下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 11 日

富里市長 五十嵐 博文

記

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	山岡 望
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	千葉県富里市日吉台 3 丁目 36 番地 9 ビアランカ日吉台 E 号
弁明書の提出先	富里市役所 国保年金課
弁明書の提出期限	令和 8 年 6 月 30 日
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	富里市役所健康福祉部国保年金課 富里市七栄 652 番地 1
口頭による弁明の機会付与の有無	無
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

{ 行政手続法第 31 条において準用する同法第 15 条第 3 項  
富里市行政手続条例第 30 条において準用する同条例第 15 条第 3 項 } の規定により、

下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 11 日

富里市長 五十嵐 博文

記

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	佐藤 均
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	千葉県富里市十倉 1 3 1 番地 1 5 2
弁明書の提出先	富里市役所 国保年金課
弁明書の提出期限	令和 8 年 6 月 30 日
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	富里市役所健康福祉部国保年金課 富里市七栄 6 5 2 番地 1
口頭による弁明の機会付与の有無	無
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

{ 行政手続法第 31 条において準用する同法第 15 条第 3 項  
富里市行政手続条例第 30 条において準用する同条例第 15 条第 3 項 } の規定により、

下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 11 日

富里市長 五十嵐 博文

記

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	佐々木 玲辰
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	千葉県富里市十倉 125 番地 87
弁明書の提出先	富里市役所 国保年金課
弁明書の提出期限	令和 8 年 6 月 30 日
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	富里市役所健康福祉部国保年金課 富里市七栄 652 番地 1
口頭による弁明の機会付与の有無	無
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

{ 行政手続法第 3 1 条において準用する同法第 1 5 条第 3 項  
富里市行政手続条例第 3 0 条において準用する同条例第 1 5 条第 3 項 } の規定により、

下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 1 1 日

富里市長 五十嵐 博文

記

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	K H A D K A A K A S H
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	千葉県富里市日吉台 1 丁目 5 番地 4 クレセント日吉台 2 0 3
弁明書の提出先	富里市役所 国保年金課
弁明書の提出期限	令和 8 年 6 月 3 0 日
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	富里市役所健康福祉部国保年金課 富里市七栄 6 5 2 番地 1
口頭による弁明の機会付与の有無	無
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

{ 行政手続法第 31 条において準用する同法第 15 条第 3 項  
富里市行政手続条例第 30 条において準用する同条例第 15 条第 3 項 } の規定により、

下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 11 日

富里市長 五十嵐 博文

記

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	ナザール イマーム
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	千葉県富里市中沢 1161 番地
弁明書の提出先	富里市役所 国保年金課
弁明書の提出期限	令和 8 年 6 月 30 日
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	富里市役所健康福祉部国保年金課 富里市七栄 652 番地 1
口頭による弁明の機会付与の有無	無
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

{ 行政手続法第 31 条において準用する同法第 15 条第 3 項  
富里市行政手続条例第 30 条において準用する同条例第 15 条第 3 項 } の規定により、

下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 11 日

富里市長 五十嵐 博文

記

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	アルット ムハンディラミラゲ サミーラ マリンダ
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	千葉県富里市中沢 322 番地 28
弁明書の提出先	富里市役所 国保年金課
弁明書の提出期限	令和 8 年 6 月 30 日
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	富里市役所健康福祉部国保年金課 富里市七栄 652 番地 1
口頭による弁明の機会付与の有無	無
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

行政手続法第 31 条において準用する同法第 15 条第 3 項  
富里市行政手続条例第 30 条において準用する同条例第 15 条第 3 項

の規定により、

下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 11 日

富里市長 五十嵐 博文

記

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	WEERAKOON MUDIYANSELAGE SHALITHA UMESHA RATHNAYAKA
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	千葉県富里市七栄 729 番地 10
弁明書の提出先	富里市役所 国保年金課
弁明書の提出期限	令和 8 年 6 月 30 日
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	富里市役所健康福祉部国保年金課 富里市七栄 652 番地 1
口頭による弁明の機会付与の有無	無
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、

{ 行政手続法第 31 条において準用する同法第 15 条第 3 項  
富里市行政手続条例第 30 条において準用する同条例第 15 条第 3 項 } の規定により、

下記のとおり公示します。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付します。

令和 8 年 6 月 11 日

富里市長 五十嵐 博文

記

不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	HERATAH MUDIYANSELAGE ANUS HKA DIMUTHU KUMARA HERATH
不利益処分の名宛人となるべき者の住所	千葉県富里市七栄 7 2 9 番地 10
弁明書の提出先	富里市役所 国保年金課
弁明書の提出期限	令和 8 年 6 月 30 日
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	富里市役所健康福祉部国保年金課 富里市七栄 6 5 2 番地 1
口頭による弁明の機会付与の有無	無
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して 2 週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。